電気料金メニュー約款
(TERASEL スマート)

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス
小売電気事業者：九州電力株式会社

株式会社エネクスライフサービス

目次

第 1 条　適用 1
第 2 条　定義 1
第 3 条　需給契約の単位 2
第 4 条　料金メニュー約款の変更 2
第 5 条　契約種別 3
1. TERASEL スマート東北（主開閉器） 3
(1) 適用条件 3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 3
(3) 最大需要容量 3
(4) 電気料金 3
2. TERASEL スマート東北（実量制） 3
(1) 適用条件 3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 3
(3) 最大需要容量 3
(4) 電気料金 4
3. TERASEL スマート東京 B 4
(1) 適用条件 4
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 4
(3) 契約電流 4
(4) 電気料金 4
4. TERASEL スマート東京 C 5
(1) 適用条件 5
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 5
(3) 契約容量 5
(4) 電気料金 5
5. TERASEL スマート中部 6
(1) 適用条件 6
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 6
(3) 最大需要容量 6
(4) 電気料金 6
6. TERASEL スマート北陸 6
(1) 適用条件 6
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 6
(3) 最大需要容量 6
(4) 電気料金 7
7. TERASEL スマート関西 7
(1) 適用条件 7
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 7
(3) 最大需要容量 7
(4) 電気料金 7
8. TERASEL スマート中国 7
(1) 適用条件 7
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 7
(3) 最大需要容量 8
(4) 電気料金 8
9. TERASEL スマート四国 8
(1) 適用条件 8
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 8
(3) 最大需要容量 8

(4) 電気料金 8
10. TERASEL スマート九州 9
(1) 適用条件 9
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 9
(3) 最大需要容量 9
(4) 電気料金 9

第 6 条 契約超過金 9
附 則 10
別紙 1. 負荷設備の入力換算容量 11
別紙 2. 夜間蓄熱式機器 16
別紙 3. オフピーク蓄熱式電気温水器 17
別紙 4. 休日 18

第 1 条　適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第 2 条　定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季ピーク（東北エリア）
   毎年 7 月 1 日～9 月 30 日における午前 10 時～午後 5 時の期間をいいます。
2. 冬季ピーク（東北エリア）
   毎年 12 月 1 日～翌年の 2 月 28 日における午後 4 時から午後 6 時の期間をいいます。なお、閏年の場合は、2 月 29 日までの期間をいいます。
3. その他季ピーク（東北エリア）
   夏季および冬季以外における午前 10 時から午後 5 時の期間をいいます。
4. オフピーク時間（東北エリア）
   毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。
5. 夜間時間（東北エリア）
   ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。
6. デイタイム（東京エリア）
   ナイトタイム（東京エリア）以外の時間をいいます
7. ナイトタイム（東京エリア）
   毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます
8. デイタイム（中部エリア）
   毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。
9. ホームタイム（中部エリア）
   別紙 4（休日）に定める以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別紙 4（休日）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。
10. ナイトタイム（中部エリア）
    デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。
11. 昼間時間（夏季）（北陸エリア）
    毎年 7 月 1 日～9 月 30 日における毎日午前 8 時～午後 8 時の期間をいいます。
12. 昼間時間（その他季）（北陸エリア）
    毎年 10 月 1 日～翌年の 6 月 30 日における毎日午前 8 時から午後 8 時の期間をいいます。
13. ウィークエンド時間（北陸エリア）
    別紙 4（休日）に定める日の午前 8 時から午後 8 時までの時間をいいます。
14. 夜間時間（北陸エリア）
    昼間時間およびウィークエンド時間以外の時間をいいます。
15. デイタイム（夏季）（関西エリア）
    毎年 7 月 1 日～9 月 30 日における午前 10 時～午後 5 時の期間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。
16. デイタイム（その他季）（関西エリア）
    毎年 10 月 1 日～翌年の 6 月 30 日における午前 10 時～午後 5 時の期間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。
17. リビングタイム（関西エリア）

別紙 4（休日）に定める日の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別紙 4（休日）に定める日の午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

18. ナイトタイム（関西エリア）
別紙 4（休日）に定める日の毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

19. デイタイム（夏季）（中国エリア）
毎年 7 月 1 日～9 月 30 日における毎日午前 9 時～午後 9 時の期間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。

20. デイタイム（その他季）（中国エリア）
毎年 4 月 1 日～6 月 30 日および毎年 10 月 1 日～翌年 3 月 31 日における毎日午前 9 時～午後 9 時の期間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。

21. ナイトタイム（中国エリア）
毎日午前 0 時から午前 9 時までおよび午後 9 時から午前 0 時までの時間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。

22. ホリデータイム（中国エリア）
別紙 4（休日）に定める日の全ての時間をいいます。

23. 平日昼間（四国エリア）
毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、別紙 4（休日）に定める日の該当する時間を除きます。

24. 夜間・休日（四国エリア）
平日昼間（四国エリア）時間以外の時間をいいます。

25.平日昼間（夏冬）（九州エリア）
毎年 7 月 1 日～9 月 30 日および 12 月 1 日～翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 2 月 29 日までの期間）において毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

26.平日昼間（春秋）（九州エリア）
毎年 4 月 1 日～6 月 30 日、翌年の 3 月 1 日～3 月 31 日および 10 月 1 日～11 月 30 日の期間において毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

27.休日昼間（夏冬）（九州エリア）
別紙 4（休日）に定める日において毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

28.休日昼間（春秋）（九州エリア）
別紙 4（休日）に定める日において毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

29.夜間時間（九州エリア）
毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 9 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

第 3 条　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

(1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

第 4 条　料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第 3 条（電気需給約款の変更）を適用します。この場合、本約款第 3 条（電気需給約款の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第 5 条　契約種別

【東北エリア】

1. TERASEL スマート東北（主開閉器）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市の一部は 60 ヘルツ）といたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

基本料金及び電力量料金は､その 1 月の使用電力量によって算定いたします｡ただし､まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ時まで一律	2,261 円 00 銭
電力量料金	夏季ピーク	52 円 31 銭
	冬季ピーク	52 円 31 銭
	その他季ピーク	48 円 39 銭
	オフピーク	35 円 90 銭
	夜間	27 円 99 銭

2. TERASEL スマート東北（実量制）

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市の一部は 60 ヘルツ）といたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃

料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

基本料金及び電力量料金は､その 1 月の使用電力量によって算定いたします｡ただし､まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾜｯﾄ時まで一律	3102 円 50 銭
電力量料金	夏季ピーク	52 円 31 銭
	冬季ピーク	52 円 31 銭
	その他季ピーク	48 円 39 銭
	オフピーク	35 円 90 銭
	夜間	27 円 99 銭

【東京エリア】

3. TERASEL スマート東京 B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ）といたします。

(3) 契約電流

契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	591 円 50 銭
契約電流 30 アンペア	887 円 25 銭
契約電流 40 アンペア	1,183 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,478 円 75 銭
契約電流 60 アンペア	1774 円 50 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	35 円 76 銭

(ロ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	27 円 86 銭

4. TERASEL スマート東京 C

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、10 キロボルトアンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ）といたします。

(3) 契約容量

契約容量は、6 キロボルトアンペア、7 キロボルトアンペア、8 キロボルトアンペア、9 キロボルトアンペア、10 キロボルトアンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1000

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295 円 75 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	35 円 76 銭

(ロ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	27 円 86 銭

【中部エリア】

5. TERASEL スマート中部

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

基本料金及び電力量料金は､その 1 月の使用電力量によって算定いたします｡ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまで一律	1,723 円 44 銭
電力量料金	デイタイム	38 円 95 銭
	ホームタイム	28 円 61 銭
	ナイトタイム	16 円 52 銭

【北陸エリア】

6. TERASEL スマート北陸

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

基本料金及び電力量料金は､その 1 月の使用電力量によって算定いたします｡ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱまで一律	2,140 円 00 銭
電力量料金	昼間時間（夏季）	39 円 87 銭
	昼間時間（その他季）	39 円 87 銭
	ウィークエンド時間	33 円 80 銭
	夜間時間	26 円 98 銭

【関西エリア】

7. TERASEL スマート関西

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロワット未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロワット未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は､その 1 月の使用電力量によって算定いたします｡ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は、半額といたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾜｯﾄ時まで一律	2,184 円 40 銭
電力量料金	デイタイム（夏季）	27 円 42 銭
	デイタイム（その他季）	24 円 92 銭
	リビングタイム	21 円 65 銭
	ナイトタイム	14 円 61 銭

【中国エリア】

8. TERASEL スマート中国

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロワット未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロワット未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さま

と当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は、半額といたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾜｯﾄ時まで一律	1,903 円 72 銭
電力量料金	デイタイム（夏季）	46 円 46 銭
	デイタイム（その他季）	44 円 40 銭
	ナイトタイム	30 円 35 銭
	ホリデータイム	30 円 35 銭

【四国エリア】

9. TERASEL スマート四国

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 10 キロワット未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が 10 キロワット未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の最低料金は、半額といたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾜｯﾄ時まで一律 （平日昼間の 70kWh まで　夜間・休日の 240kWh まで）	11,363 円 30 銭
電力量料金	平日昼間　　70kWh をこえる 1kWh につき	41 円 23 銭
	夜間・休日　240kWh をこえる 1kWh につき	31 円 62 銭

【九州エリア】

10. TERASEL スマート九州

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が10キロワット未満であるものに適用します。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が10キロワット未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料　金

基本料金及び電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の 10 ｷﾛﾜｯﾄ時まで一律	1,888 円 80 銭
電力量料金	平日昼間（夏冬）	27 円 63 銭
	平日昼間（春秋）	24 円 74 銭
	休日昼間（夏冬）	22 円 01 銭
	休日昼間（春秋）	18 円 61 銭
	夜間	14 円 59 銭

第 6 条　契約超過金

1. お客さまが契約電力をこえて電気を使用されたことにより、託送供給等約款にもとづき、当社が一般送配電事業者から契約超過金を求められた場合、お客さまは、当社に対して当該契約超過金を支払っていただきます。
2. 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、お客さまにその料金とあわせて支払っていただきます。ただし、当社が別途支払期日を定めた場合は、その期日までに当社が指定する方法により支払っていただきます。

附　　則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024 年 8 月 1 日より実施します。

約款改定・改訂履歴

2021 年 12 月 1 日制定
2022 年　6 月 1 日改定
2023 年　7 月 1 日改定
2024 年　4 月 1 日改定
2024 年　8 月 1 日改定

別紙 1.　負荷設備の入力換算容量

1.照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット） ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット） ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3 , 000	30	80	30
6 , 000	60	150	60
9 , 000	100	220	100
12 , 000	140	300	140
15 , 000	180	350	180

(3) スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1 , 149以下	60	60
1 , 556以下	70	70
1 , 759以下	80	80
2 , 368以下	100	100

(4) 水銀灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	−	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45以下	−	180	
65以下	−	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

(2)　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×　93.3パーセント
出力（キロワット）×　125.0パーセント

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別（携帯型および移動型を含みます。）</th><th>最高定格管電圧</th><th>管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）</th><th>換算容量（入力）（キロボルトアンペア）</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td></td><td>定格１次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">診察用装置</td><td rowspan="8">95キロボルトピーク以下</td><td>20ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td>20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>30ミリアンペア超過　50ミリアンペア以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td>50ミリアンペア超過　100ミリアンペア以下</td><td>3</td></tr>
<tr><td>100ミリアンペア超過　200ミリアンペア以下</td><td>4</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下</td><td>7.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下</td><td>200ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr>
<tr><td>300ミリアンペア超過　500ミリアンペア以下</td><td>8</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下</td><td>13.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>9.5</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下</td><td>16</td></tr>
<tr><td rowspan="2">125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下</td><td>500ミリアンペア以下</td><td>11</td></tr>
<tr><td>500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下</td><td>19.5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">蓄電器放電式診察用装置</td><td colspan="2">コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td colspan="2">0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">1.5 マイクロファラッド超過 3　マイクロファラッド以下</td><td>3</td></tr>
</table>

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(2) (1)以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

5. その他

(1) 1.2.3.および4.によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量

（入力）とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙 2.　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（1）　主として夜間時間に通電する機能を有すること。

（2）　(1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

別紙 3.　オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

別紙 4. 休日

本約款において，休日とは，次の日をいいます。 (1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日 (3) 1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日

別紙 5　契約不可設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。